

平成28年度 第3回佐久市国民健康保険運営協議会 概要

1 国保税率等の改定に係る委員からの提案

平成29年度からの国保税率等の改定に関し、委員より提案があり、協議を行いました。

【提案内容】

平成29年度の国民健康保険税率等は改定を見送る。不足が生じたときは、基金積立金を取り崩す。

【他の委員からの意見】

・基金を取り崩して不足分を埋めたとしても、後年度に取崩分を含めて改定しなければならないので、早めに改定することが望ましい。

【協議結果】

提案いただいた案ではなく、前回(第2回)の協議会で決定したとおり、税率等の改定を行うこととする。

《参考》前回決定した増収額に関する考え方

- ・財政健全化計画期間(平成32年度)までに収支均衡をとり、かつ、一般会計借入金(1億9千万円)を返還する。
- ・介護納付金分の改定額を収支均衡に必要な額の1/2程度(3,000万円)とする。

2 改定税率等案について

前回(第2回)の協議会で決定した方向に基づき、4つの改定税率等案について協議を行いました。

(税率案①) 現行の課税割合を基本とした案

	所得割	資産割	均等割	平等割
基礎分(医療等分)	7.85%	16.00%	20,500円	23,800円
後期高齢者支援金分	2.95%	2.90%	6,700円	7,700円
介護納付金分	2.95%	3.00%	8,700円	6,800円
合計(介護あり)	13.75%	21.90%	35,900円	38,300円

(税率案②) 現行の課税割合から、応能割(所得割)△2%、応益割(均等割)+2%を基本とした案

	所得割	資産割	均等割	平等割
基礎分(医療等分)	7.60%	16.00%	22,200円	23,800円
後期高齢者支援金分	2.75%	2.90%	7,800円	7,700円
介護納付金分	2.75%	3.00%	9,400円	6,800円
合計(介護あり)	13.10%	21.90%	39,400円	38,300円

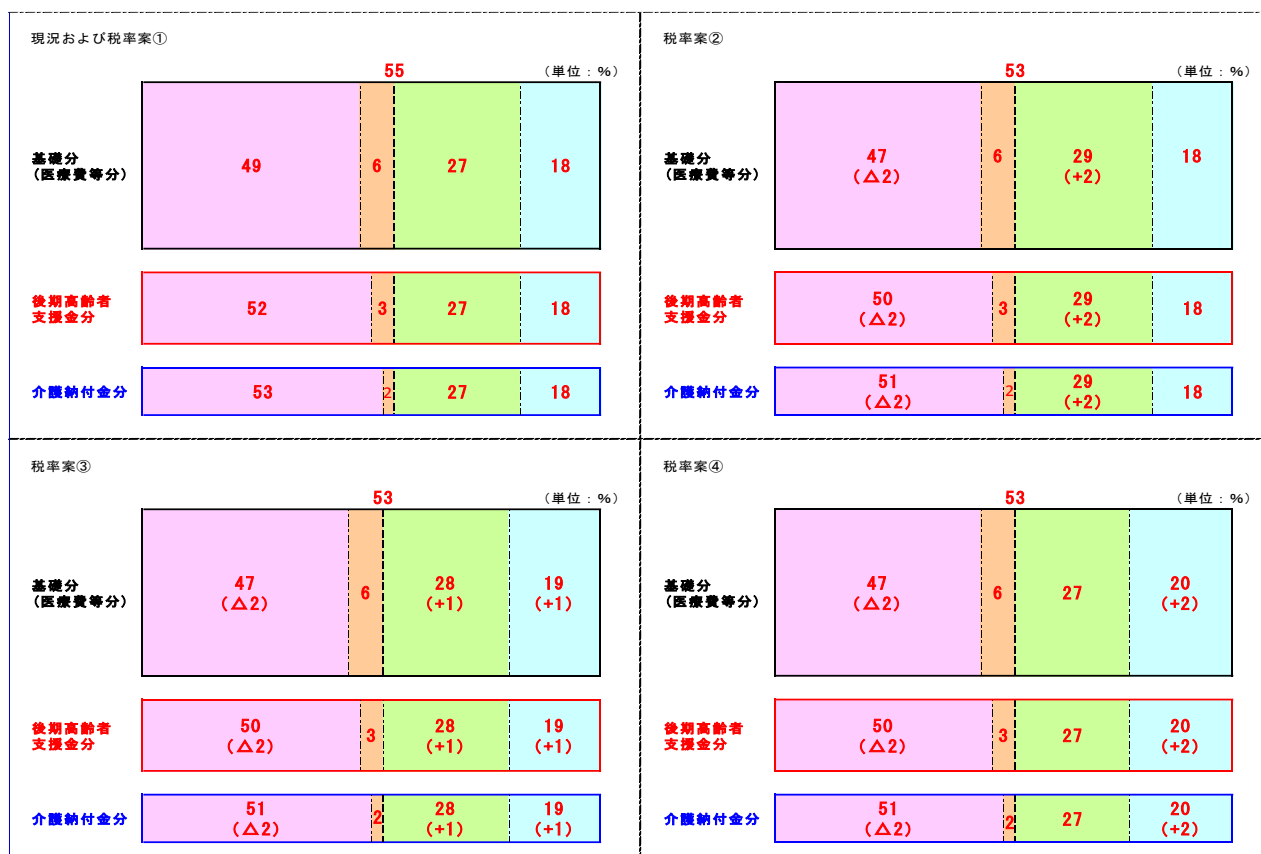
(税率案③) 現行の課税割合から、応能割(所得割)△2%、応益割(均等割+1%、平等割+1%)+2%を基本とした案

	所得割	資産割	均等割	平等割
基礎分(医療等分)	7.60%	16.00%	21,300円	25,400円
後期高齢者支援金分	2.75%	2.90%	7,300円	8,700円
介護納付金分	2.75%	3.00%	9,000円	7,300円
合計(介護あり)	13.10%	21.90%	37,600円	41,400円

(税率案④) 現行の課税割合から、応能割(所得割)△2%、応益割(平等割)+2%を基本とした案

	所得割	資産割	均等割	平等割
基礎分(医療等分)	7.60%	16.00%	20,500円	27,000円
後期高齢者支援金分	2.75%	2.90%	6,700円	9,700円
介護納付金分	2.75%	3.00%	8,700円	7,700円
合計(介護あり)	13.10%	21.90%	35,900円	44,400円

《参考》現況および税率案ごとの課税割合



【協議結果】

税率案③で決定しました。

☆ 税率案③の特長

- ・全体として低所得の世帯に配慮し、応能割を地方税法で規定する標準課税割合(50%)より高い53%としている。
- ・案①と比較して、より安定した税収の確保が可能な応益割の割合を現行(45%)より2%上げ、47%としている。
- ・全体として多人数世帯に配慮し、均等割と平等割の割合を現行と同じ6:4としている。(標準課税割合は、7:3)
- ・より単独世帯に配慮した案②、より多人数世帯に配慮した案④と比較して偏りが少ない。

◎ これまでの協議結果をもとに、次回の運営協議会で答申案について協議を行います。